

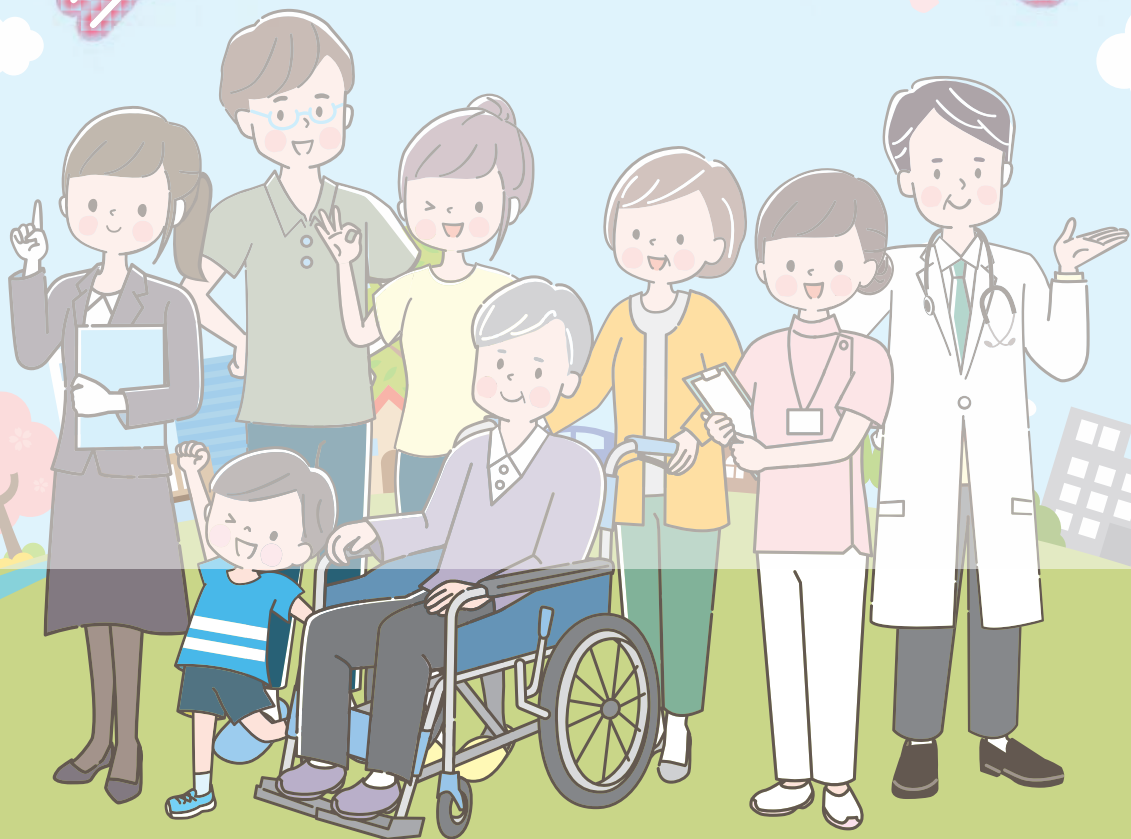
概要版

利根町 障がい者プラン

利根町障害者計画

利根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

「こころ」と安心して暮らせる明るいまさ



令和6年3月

茨城県利根町

01 計画策定の背景・目的

本町では、令和3年3月に「利根町障がい者プラン」を策定し、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障がいの特性に応じた障害福祉サービスの充実にに向けた取組を進めてきました。

この度、利根町障害者計画および利根町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画が計画期間満了を迎えます。計画の基本理念である「ニコニコと安心して暮らせる明るいまち～一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくり～」を継承しつつ、国や県の指針、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、庁内の取組状況、委員会意見などに基づき、一体的に計画の改定を行います。

02 計画の位置づけと期間

1. 本計画の位置づけと内容

利根町障がい者プランは、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」の内容や県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえるとともに、本町の上位計画である「第5次利根町総合振興計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図りながら策定します。

2. 計画期間

利根町障害者計画の計画期間は令和6年度から令和11年度の6年間であり、本計画はその前期期間（令和6年度から令和8年度）の計画とします。

利根町障害福祉計画及び利根町障害児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間とします。

03 基本理念

ニコニコと安心して暮らせる明るいまち

～一人ひとりの人格と個性を尊重し、
共に生きる明るい地域社会づくり～



すべての町民が「障がいのある・ない」によって分け隔てられることなく、地域社会の誰もが人格と個性を尊重し、支え合って共に生活できる共生社会を実現するためには、障がいのある人が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、あらゆる活動に対等に参画できるよう、周りの人がそのことに理解を示し、できる限りの配慮や協力をしていくことが何よりも大切です。

本計画のもと、障がい者に関わる多様な施策を展開し、すべての町民が、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくりを推進します。

04 基本目標

基本目標 1

共生のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、すべての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進します。障がいのある人の活動や社会参加については、生涯学習やレクリエーションなど、障がいのある人それぞれがやりがいを持てるものに取り組むことができる機会と場の充実を図ります。

基本目標 2

保健・医療の推進

福祉・保健・医療・教育の関係機関の連携をより一層進め、障がいの早期発見、リハビリテーションの充実、疾病等の予防・早期治療などを通して、一人ひとりの心身の状態に応じた支援が早期に行われるよう体制の整備に努めます。

基本目標 3

障がいのある子どもの育成

障がい児が個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、障がいの早期発見と乳幼児期からの適切な療育、一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援を切れ目なく行います。

基本目標 4

就労と自立に向けた支援

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいと経済的な自立につながります。

一般雇用、福祉的就労など、障がい者の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の拡大を図ります。

基本目標 5

日常生活の支援

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標 6

権利擁護の推進

権利擁護の推進に向けては、虐待防止対策を推進するとともに、成年後見制度の周知や利用支援の充実に努めます。障がいを理由とする差別の解消に向けて、国及び県の動向を踏まえた差別解消対策の検討と実践を図ります。

基本目標 7

安全・安心な生活環境づくり

障がい者をはじめ、誰にとっても暮らしやすい生活環境が重要であるため、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

また、災害時に支援が必要となる障がい者については、地域における特別なサポートが必要であることから、市民の協力を得ながら障がい者などの状況に応じた避難支援体制の構築を図ります。

基本目標 8

情報アクセシビリティの向上

障がい者が感じる生き辛さは、障がいに原因があるのではなく、社会環境に原因があるという考えに立ち、社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備に向け、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を推進します。

そのため、情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を図りながら、障がい者の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

05 重点項目（主要課題）

重点項目1 親亡き後の生活の援護

障がいのある人の親亡き後の生活援護の方策として、本計画における大きな課題は「地域生活支援拠点」の整備です。緊急時の対応や相談事業などを複合的に提供するための支援拠点が整備されれば、障がいのある方の生活上の不安を具体的に取り除くことができ、親亡き後にも障がいのある方が地域で安心して暮らせる体制づくりにつながります。

また、近年、本町では、町が把握することのできる障がい者手帳所持者以外に、継続的な心身の疾患のために自宅にこもり、必要な支援につながっていない方が潜在している実情が地域の関係者から報告されています。そのため民生委員・児童委員等の地域の支援者の協力を得ながら、状況の把握と必要な支援につなげていくことも今期の重要な課題となります。

重点項目2 就労支援

障がい者の就労を支援する取組として、これまで、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等の関係機関との間で、連絡調整の場づくりと情報共有に力を入れました。その結果、専門機関とのネットワークの構築や、より適当な実情の把握ができ、相談業務等において、支援方法の提示や情報提供を行う際に還元することができました。今後も改善を図りながらこのような取組を継続していきます。

また、就労訓練系のサービスについては、職員が希望者一人ひとりと面談を行い、相談支援専門員と連携して本人の意向に沿うサービスの提供に努めています。その効果も相まって、就労訓練系事業所の利用者数は増加している状況にあります。今後も、利用希望者の支援に努めるとともに、一般就労へ結びつく方がさらに増加するよう、役場内に障がい者雇用に関する情報提供コーナーの充実を図るほか、民生委員・児童委員、相談支援専門員や地域の支援者とのネットワークを活用した多方面への情報発信など、より効果的に情報を提供できる方法も検討していきます。

重点項目3 相談支援

相談支援の体制づくりについては、利根町社会福祉協議会の協力により相談支援事業所が設置されたことに始まり、町内外問わず、相談支援にあたる関係者間や行政において、学習の機会や情報の共有や交換、相談ができる機会が設けられ、近隣市町村が連携して相談支援の質を高める体制づくりにつながっています。

今期においても、特に障がい者の方が必要とする知識や技術をもった専門的な相談機関との連携や、障がい当事者による障害者相談員の配置などにより、不安を解消できる、ニーズにより応えることのできる体制づくりが課題となります。



06 計画の体系



基本理念

ニコニコと安心して暮らせる明るいまち

～一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくり～



重点項目（主要課題）

1 親亡き後の生活の援護

2 就労支援

3 相談支援

基本目標（施策の方向）

推進する施策

サービス



障害児福祉計画（障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保）
障害福祉計画（障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保）



07 各サービス等の見込み量

▼ 障害福祉サービス ▼

	単 位	見 込 量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス				
居宅介護	実利用者数（人）	10	10	10
	利用時間（時間）	135	139	143
重度訪問介護	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	130	130	130
同行援護	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	6	6	6
行動援護	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	35	35	35
重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	1	1	1
日中活動系サービス				
生活介護	実利用者数（人）	35	35	35
	利用時間（人日）	750	750	750
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（人日）	14	14	14
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	3	3	3
	利用時間（人日）	6	6	6
就労移行支援	実利用者数（人）	4	4	4
	利用時間（人日）	72	72	72
就労移行支援（A型）	実利用者数（人）	12	13	14
	利用時間（人日）	268	294	322
就労移行支援（B型）	実利用者数（人）	27	28	29
	利用時間（人日）	466	484	503
就労定着支援	実利用者数（人）	2	3	3
療養介護	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（人日）	31	31	31
短期入所	実利用者数（人）	8	8	8
	利用時間（人日）	32	32	32
居宅系サービス				
自立生活援助	実利用者数（人）	1	1	1
	（内 精神障がい者の利用）	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人）	30	31	32
	（内 精神障がい者の利用）	11	12	12
施設入所支援	実利用者数（人）	16	16	17
相談支援				
計画相談支援	実利用者数（人）	288	305	324
地域移行支援	実利用者数（人）	1	1	1
	（内 精神障がい者の利用）	1	1	1
地域定着支援	実利用者数（人）	1	1	1
	（内 精神障がい者の利用）	1	1	1



▼ 地域生活支援事業 ▼

	単 位	見 込 量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	設置数（か所）	4	4	4
自立支援協議会	設置数（か所）	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	17	17	17
介護・訓練支援用具	支給件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具	支給件数（件）	2	2	2
在宅療養等支援用具	支給件数（件）	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	支給件数（件）	13	14	14
排泄管理支援用具	支給件数（件）	362	378	395
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	支給件数（件）	1	1	1
移動支援事業	実利用者数（人）	15	15	15
	利用時間（時間）	42	42	42
地域活動支援センター	設置数（か所）	2	2	2
	利用人数（人）	21	21	21
更生訓練費給付	実利用者数（人）	1	1	1
訪問入浴サービス	実利用者数（人）	2	2	2
日中一時支援	設置数（か所）	14	14	15
	実利用者数（人）	39	41	42
身体障害者用自動車改造費助成	実利用者数（人）	1	1	1

▼ 障害児通所支援等 ▼

	単 位	見 込 量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通所支援				
児童発達支援	実利用者数（人）	15	15	15
	利用時間（時間）	72	80	96
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	4	4	4
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	40	53	71
	利用時間（時間）	219	240	264
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	4	4	4
障害児相談支援				
障害児相談支援	実利用者数（人）	54	59	65



08 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

1 わかりやすい情報提供と障がい特性の周知・啓発

様々な場を活用し、当事者とその家族に向け、わかりやすい情報の提供に努めます。広く町民に向け、障がい特性についての周知や、こころのバリアフリーのための啓発に継続的に取り組みます。

2 障がいのある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や提供方法などについて、実態調査や聞き取り調査などを用いて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

3 関係機関との連携

障がい者施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、町単独で行うことが困難な事業もあるため、施設の適正配置や連携による事業実施などに広域的な立場から取り組むべく、国や県、近隣市町村、事業者等関係機関との幅広い連携に努めながら事業等の推進を図ります。

4 庁内の連携と役場職員の意識向上

各部署の情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいに配慮しつつ各自の職務を行うことができるよう、役場職員の知識と意識を高めていきます。

5 感染症対策

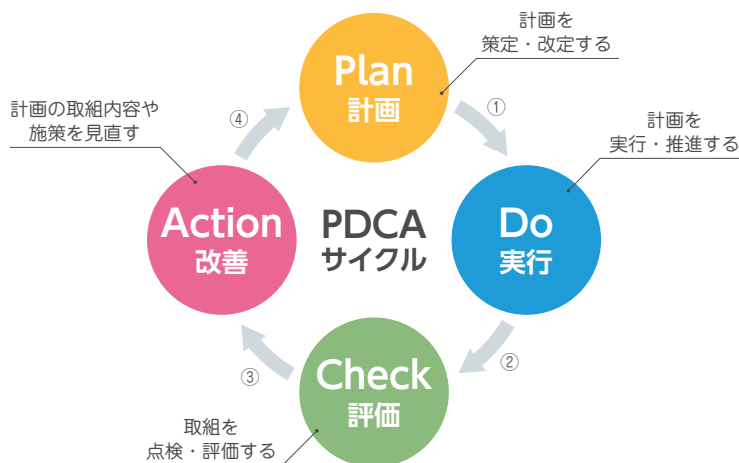
障がい福祉の分野においても、今後も求められる「新しい生活様式」の中での的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援の在り方などについて、自立支援協議会とともに情報を収集し検討していきます。

6 国・県との連携や要望

国や県の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進し、利用者本位のより良い制度になるよう、国や県に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検と評価

本町においては、庁内における進捗状況の把握とともに、自立支援協議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。また、本計画は、令和6年度を初年度とする3か年の計画であることから、最終年度である令和8年度には、再びアンケート調査などを実施して、施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。



利根町障がい者プラン《概要版》

【利根町障害者計画】

【利根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画】

発行：令和6年3月

編集：利根町福祉課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1

TEL 0297-68-2111（代表）